

伝染性紅斑の流行について（警報）（速報値）

令和元年（2019年）12月4日（水）15:00

北海道渡島保健所健康推進課
（北海道渡島総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課）
TEL：0138-47-9543
FAX：0138-47-9219

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年（2019年）第48週（令和元年（2019年）年11月25日～令和元年（2019年）年12月1日）において、渡島保健所管内（※1）の定点あたりの伝染性紅斑患者報告数は、警報基準である2人以上となりましたので、警報を発令します。

今後、渡島保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 伝染性紅斑とは

伝染性紅斑は、紅斑を主症状とする発疹性疾患で、両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ病」と呼ばれることもあります。5歳から9歳までの子どもが多く発症し、まず、発熱などの感冒様症状（かぜ症状）を呈することが多く、その後、1週間程度してから頬に発疹が現れ、続いて手や足に発疹が見られます。

2 伝染性紅斑の感染予防

発疹が出現した時にはほとんど感染力がありませんので、二次感染予防策の必要はありません。

また、ウイルス排泄期には特徴的な症状を示さないため、実際的な二次感染予防策はありませんが、感染症の予防策として、手洗いの徹底を心がける必要があります。

妊婦などは、流行時期に感冒様症状の者に近づくことを避け、万一感染した場合には、胎児の状態を注意深く観察してください。

3 その他

(1) 最近5週における定点医療機関からの伝染性紅斑患者報告状況（表示は、「報告数(患者/定点)」単位：人）

	第44週 (10/28～11/3)	第45週 (11/4～11/10)	第46週 (11/11～11/17)	第47週 (11/18～11/24)	第48週 (11/25～12/1)
渡島保健所	2 (0.50)	5 (1.25)	9 (2.25)	2 (0.50)	12 (3.00)※
全 道	114 (0.83)	76 (0.55)	102 (0.74)	93 (0.68)	- (-)
全 国	1,872 (0.59)	1,675 (0.53)	1,745 (0.55)	1,756 (0.55)	- (-)

※第48週の患者報告数は速報値。

全道の伝染性紅斑流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) 伝染性紅斑警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<伝染性紅斑の警報レベル>

	開始基準値	終息基準値
定点あたり患者数（人）	2	1

※1 渡島保健所管内市町（北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町）